

# 全員参加の社会の実現について①

(若者、非正規雇用労働者、高齢者、障害者)

平成25年 雇用政策研究会 第3回資料

平成25年11月  
厚生労働省職業安定局

若 者

---

- ハローワークでは、将来の日本を担う若者が安定した仕事に就けるよう、新卒者・既卒者の就職支援を進めている。

## 「ジョブサポーター」による支援等

- ハローワーク・新卒応援ハローワークで「ジョブサポーター」によるきめ細かな支援を行う。平成24年度はジョブサポーターの支援により、約19.4万人が就職。
  - ・ 新卒者・既卒者向けの求人開拓。平成24年度は約19.8万人分を開拓
  - ・ 担当者制の個別支援（定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）
  - ・ 学校担当者制による、出張相談・就職支援セミナーなど学校のニーズに合わせた支援
- 文部科学省・経済産業省との連携による「卒業前の集中支援」（平成22年度からの取組）。
  - ・ 卒業までの就職を目標に、学校等の協力を得て新卒応援ハローワーク等への未内定者の誘導、来所呼びかけ・個別支援、面接会の集中開催等を実施。平成25年3月卒業生については、平成25年1～3月で約4.1万人が就職。さらに卒業後も集中的な支援により同年4～6月末までに約2.0万人が就職。
- 保護者への働きかけの推進。平成24年度は約17.9万件啓発文書を送付。
- 「地域若者サポートステーション」との連携によるニート等の若者の就職支援。

## 新卒応援ハローワークにおける支援

- 全都道府県（計57カ所）に就職活動中の学生・既卒者の皆様が利用しやすい専門のハローワークとして「新卒応援ハローワーク」を設置。
    - ・ 全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供・職業紹介・中小企業とのマッチング
    - ・ 職業適性検査や就職活動に役立つ各種ガイダンス・セミナーなどの実施
    - ・ 担当者を決めての個別支援（定期的な求人情報の提供、応募先の選定や就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）
    - ・ 臨床心理士による心理的サポート
- 【平成24年度実績】 延べ利用者数：約71.0万人 就職者数：約9.4万人

## 3年以内既卒者の新卒扱いの普及

- 学校等を卒業後少なくとも3年間は新卒として応募できるようにするため、「青少年雇用機会確保指針」について労働局・ハローワークにおいて事業者への周知を推進。

## 中小・中堅企業とのマッチング支援

- 新卒者が中小・中堅企業の人事担当者に直接、仕事の内容・魅力などを直接確認・応募できるように、企業説明会や就職面接会を開催。
- 高校生を対象に、学校推薦開始前の職場見学会や企業経営者などによる仕事についての講演会（キャリア探索プログラム）、職場体験受け入れ先の開拓支援などを実施。

# 高等学校、大学卒業後の状況（第1回資料 再掲）

平成25年 雇用政策研究会 第3回資料

○ 「進学も就職もしていない者の率」について、高等学校では平成20年と平成25年で変わらない。（表1）

大学では、平成20年から平成22年にかけて上昇しているが、その後低下傾向である。（表2・図1）

※ 中途退学者については

・高等学校:53,937人[平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査]・大学等:70,392人 [H23学校基本調査より推計]

## ○（表1）高等学校（全日制・定時制、中等学校後期課程を含む）卒業後の状況

	卒業者	大学・短大進学者(率)		専門学校進学者(率)	就職者(率)	一時的な仕事に就いた者(率)	進学も就職もしていない者(率)	不詳・死亡(率)
		うち大学(学部)進学者(率)						
H10	1,441,061	611,841	-	236,841	327,672	-	113,562	577
		42.5%	-	16.4%	22.7%	-	7.9%	0.0%
H15	1,281,656	572,181	-	241,949	212,864	-	132,276	282
		44.6%	-	18.9%	16.6%	-	10.3%	0.0%
H20	1,089,188	575,659	500,631	167,092	206,628	12,862	53,757	230
		52.9%	46.0%	15.3%	19.0%	1.2%	4.9%	0.0%
H25	1,091,617	581,138	517,398	185,546	184,702	13,624	53,939	302
		53.2%	47.4%	17.0%	16.9%	1.2%	4.9%	0.0%

## ○（表2）大学（学部）卒業後の状況

	卒業者	進学者(率)	就職者(率)	一時的な仕事に就いた者(率)	進学も就職もしていない者(率)	不詳・死亡(率)
H10	529,606	49,706	347,562	11,957	81,711	32,051
		9.4%	65.6%	2.3%	15.4%	6.1%
H15	544,894	62,251	299,987	25,255	122,674	26,605
		11.4%	55.1%	4.6%	22.5%	4.9%
H20	555,690	76,343	388,480	11,485	59,791	10,803
		13.7%	69.9%	2.1%	10.8%	1.9%
H25	558,853	72,821	375,959	16,850	75,928	8,523
		13.0%	67.3%	3.0%	13.6%	1.5%

（資料出所）文部科学省「学校基本調査」

※ 「就職者」とは、給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいい、自家・自営業に就いた者は含むが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は含まない。

※ 「一時的な仕事に就いた者」とは、臨時的な収入を得る仕事に就いた者であり、雇用の期間が1年未満又は雇用期間の長さにかかわらず短時間勤務の者をいう。

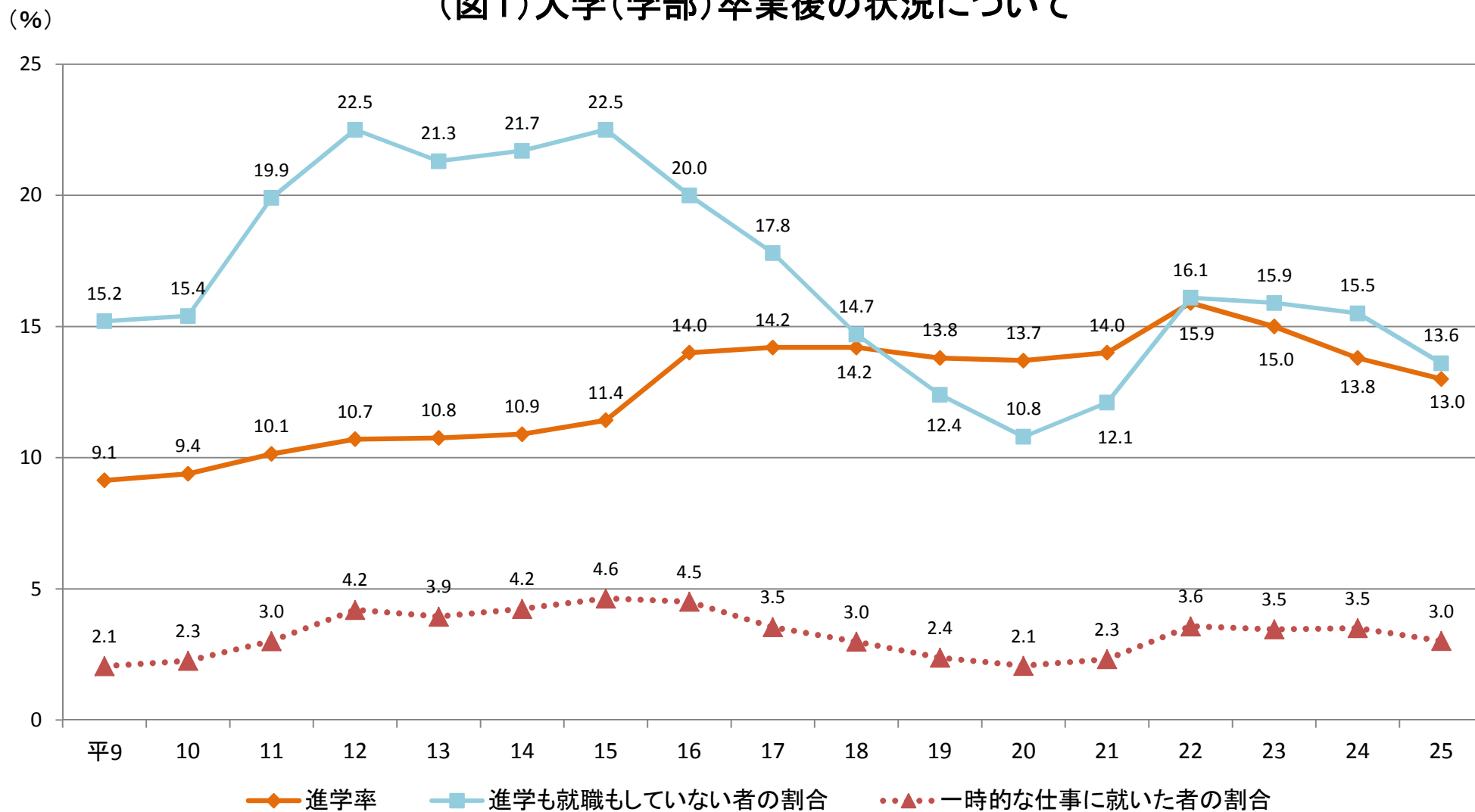
※ 「進学も就職もしていない者」とは、

i) 高等学校卒業生については、(イ)家事手伝いをしている者(ロ)外国の学校に入学した者(ハ)その他の者で進路が未定であることが明らかである者をいう。

ii) 大学(学部)卒業生については、進学でも就職でもないことが明らかな者について、「進学準備中の者」、「就職準備中の者」、「その他」に分けられ、「就職準備中の者」には、求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中である者が含まれ、家事の手伝いは「その他」に含まれる。

なお、25年度の内訳は「進学準備中の者」:3,326人、「就職準備中の者」41,832人、「その他」:30,770人となっている。

(図1)大学(学部)卒業後の状況について

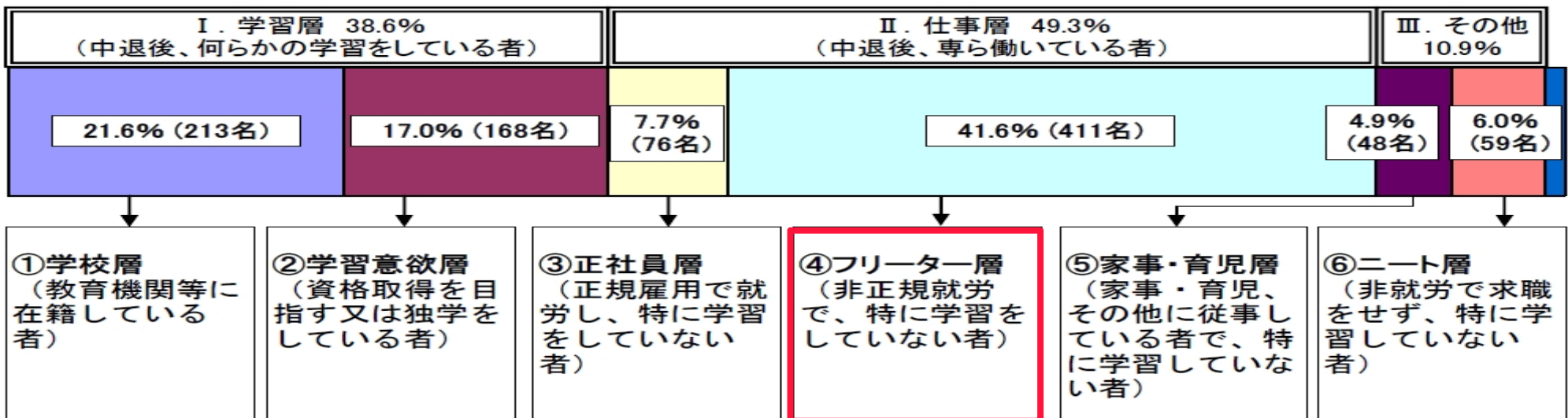


(資料出所) 文部科学省「学校基本調査」

## 《高等学校中退後の就業状況》

- 高等学校を中途退学した後の就業状況については、フリーター層が41.6%となっており、正社員比率が著しく低い状況となっている。

### 中途退学者の類型別内訳



(出典) 東京都教育委員会「都立高校中途退学者等追跡調査」(平成25年3月)

※ 調査対象者:平成22年度と平成23年度に都立高校を中途退学した者(6,947人、回答数988人)

※ 「正規層」とは正規雇用で就労し、特に学習をしていない者、「フリーター層」とは非正規就労で、特に学習をしていない者を指す。また、「I 学習層」のうち、約6割強の者は非正規として就労しながら学習をしている。

## 《高校の中途退学者数の推計》

- 平成23年度の高等学校中途退学者については、文部科学省「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、約5.4万人となっている。
- 上記調査結果の比率で就業したと仮定すると、約2.2万人の高校中退者が中退後にフリーター層(非正規就労で、特に学習をしていない者)となっている推計される。

## 《高等教育中退後の就業状況》

- 大学等の高等教育学校を中途退学した直後の就業状況については、アルバイト・パートが61.7%となっており、正社員比率が著しく低い状況となっている。

### 離学時の就業状況(学歴別)

	正社員(公務含む)	アルバイト・パート	契約・派遣等	自営・家業	失業・無職	その他・無回答	合計	N
男女計 高卒	45.1	35.4	6.3	3.7	7.1	2.4	100.0	381
専門・短大・高専卒	61.5	18.8	11.2	1.0	5.9	1.5	100.0	590
大学・大学院卒	76.2	7.7	7.2	1.7	6.1	1.1	100.0	846
中卒・高校中退	7.8	55.6	3.3	5.6	27.8	0.0	100.0	90
<b>高等教育中退</b>	7.5	61.7	9.2	4.2	15.0	2.5	100.0	120
その他不明	35.5	22.6	6.5	0.0	6.5	29.0	100.0	31
男女計	58.6	21.5	8.1	2.1	7.7	1.9	100.0	2,058

(出典) (独)労働政策研究・研修機構「大都市の若者の就業行動と意識の展開－第3回若者のワークスタイル調査(2012)」

※ 調査対象者は東京都内に在住する20～29歳の男女(主婦と学生を除く)

## 《大学の中途退学者数の推計》

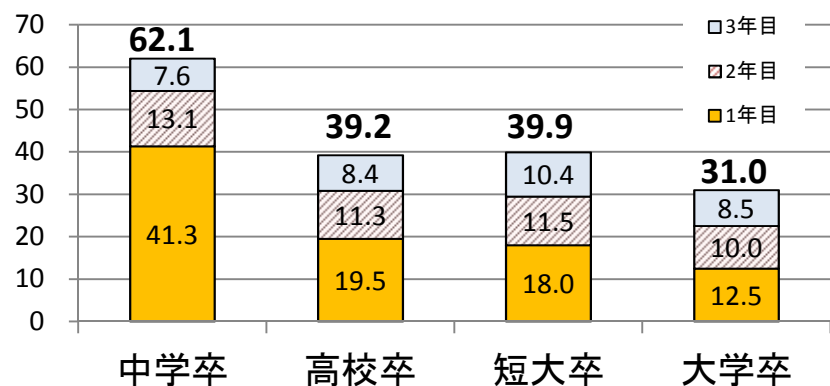
- 平成17年4月大学入学者における中途退学者については、文部科学省「学校基本調査」から約7万人と推計される。
  - ※ 平成17年4月大学入学者603,760人のうち、平成21年～24年の各3月卒業者の累計は533,368人となっており、その差を中途退学者と仮定すると70,392人となる。もっとも、平成25年度以降に卒業する者や他大学へ編入等する者も一定程度存在すると考えられることに留意する必要がある。
- 上記調査結果の比率で就業したと仮定すると、約5万人の大学中退者が中退直後にアルバイト・パート又は契約・派遣等の非正規として雇用されていると推計される。



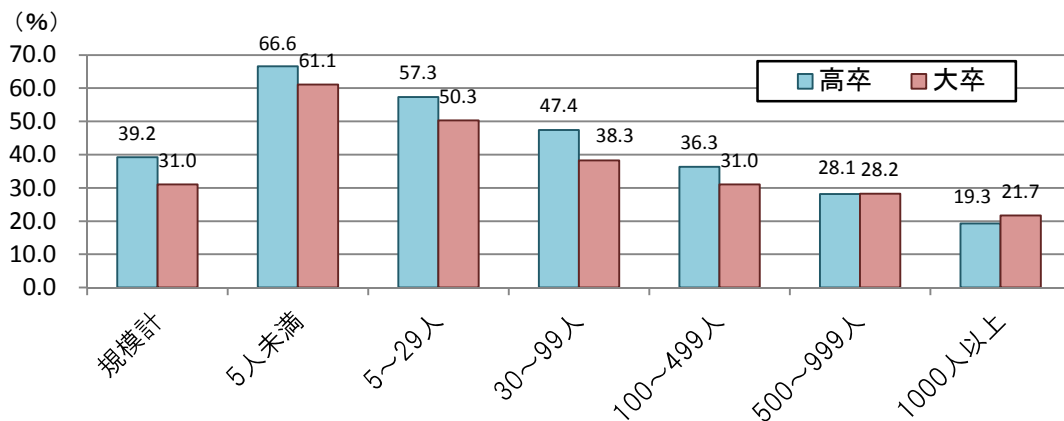
# 新規学校卒業者の離職状況(平成22年3月卒業生)

○ 新規学卒者の離職状況について、産業別・事業所規模別の離職率を公表(平成25年10月末)。公表した離職率データについては、事業所規模が大きいほど離職率が低い等の傾向が見られた。

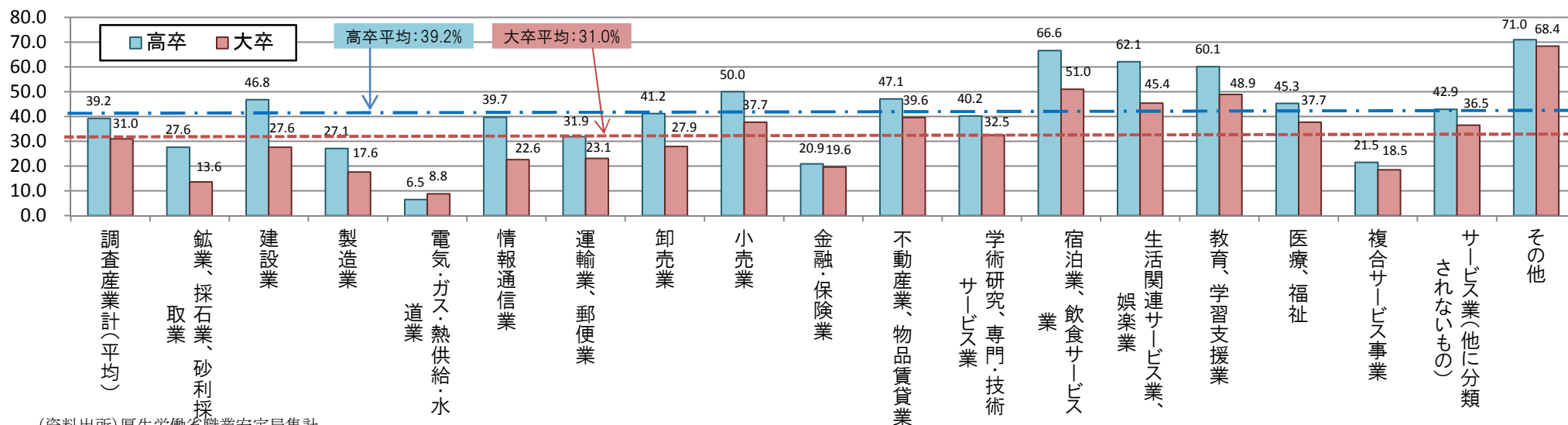
平成22年3月新規学校卒業者の離職率



平成22年3月新規学校卒業者の事業所規模別卒業3年後の離職率



平成22年3月新規学校卒業者の産業別卒業3年後の離職率



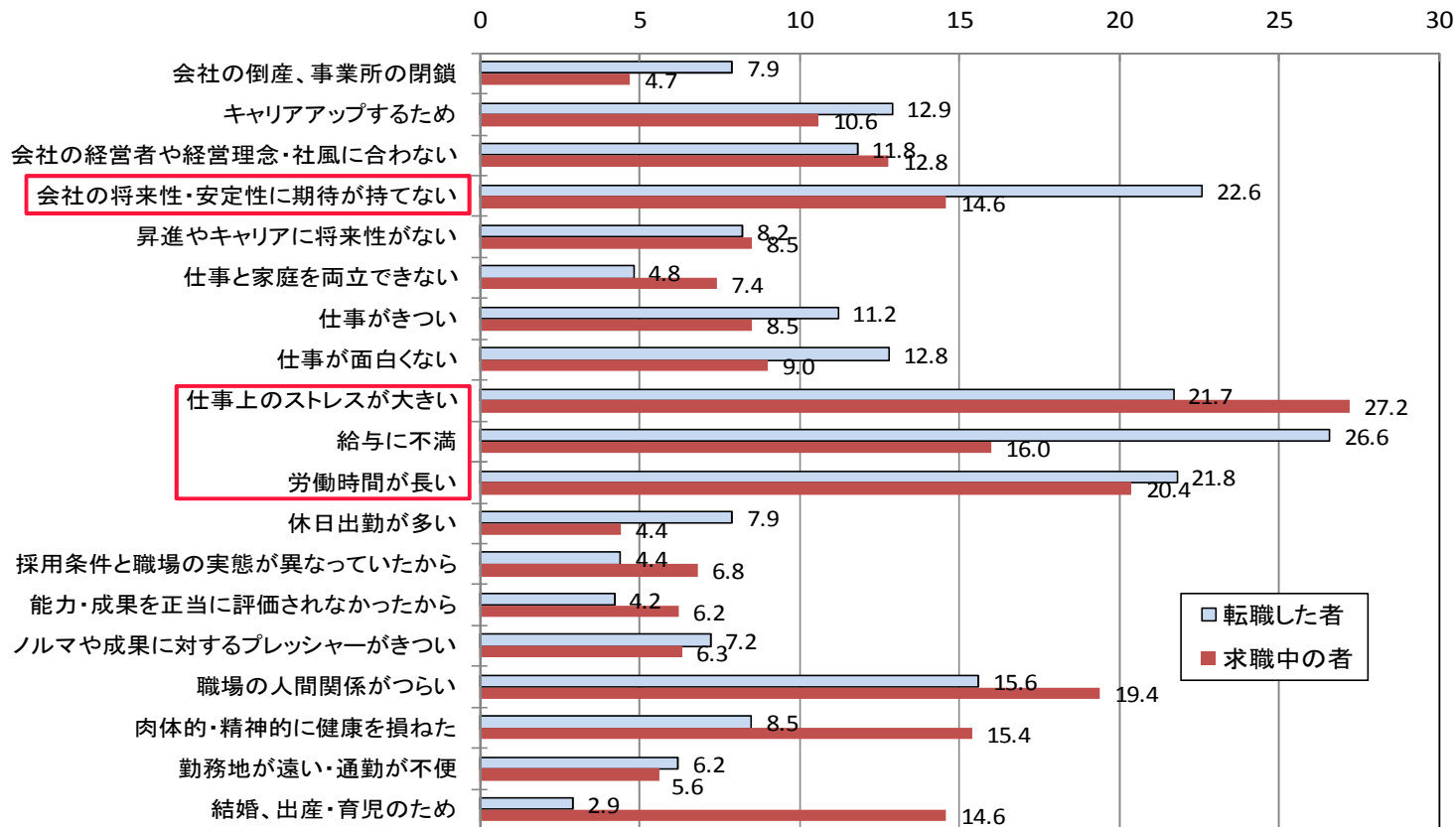
(資料出所) 厚生労働省職業安定局集計



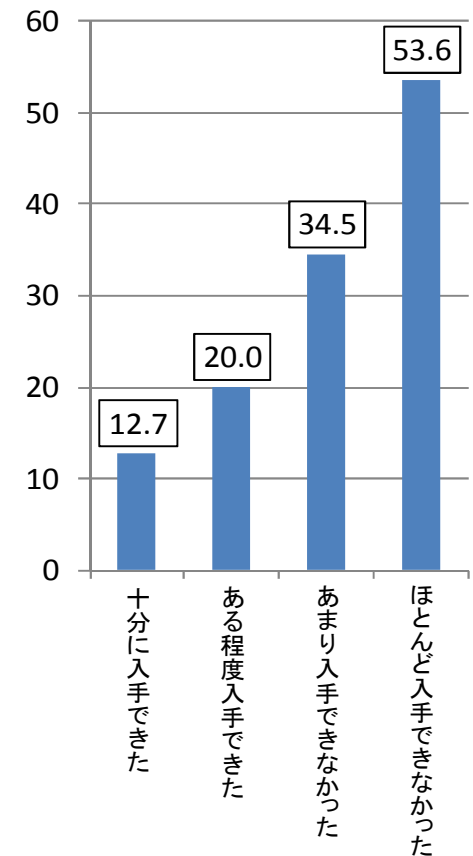
# 若者の離職理由・就職する際の情報入手状況

- 前職の離職理由について、離職する決め手になったものとして、「仕事上のストレスが大きい」「給与に不満」「労働時間が長い」「会社の将来性・安定性に期待が持てない」などが挙げられている。
- 現在の会社から転職したいと思うことが「しばしばある」とする新卒採用従業員について、「現在の会社に就職する際の情報入手状況」をみると、「ほとんど入手できなかった」と回答した者が53.6%も存在。

前職の離職を決意する決め手となった理由(1位～3位の計)



現在の会社から転職したいと思うことが「しばしばある」新卒採用従業員の「現在の会社に就職する際の情報入手状況」割合

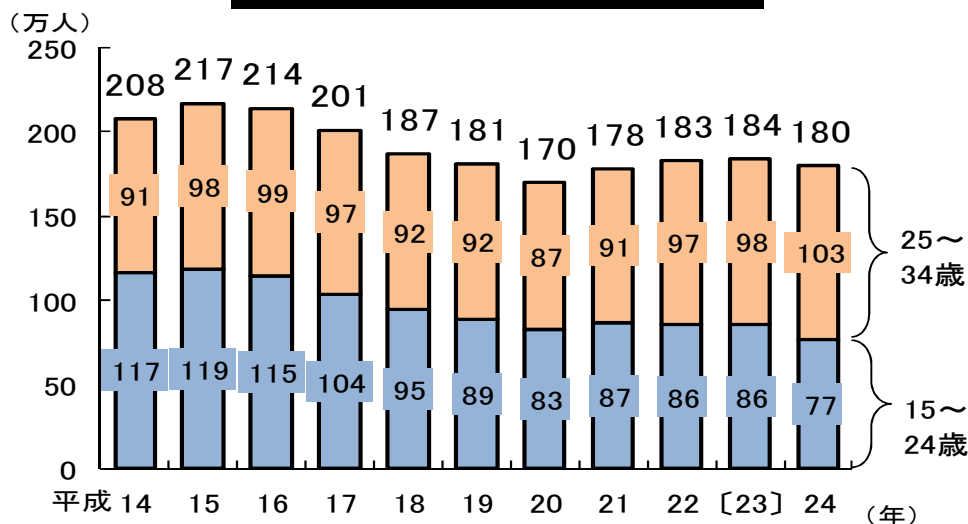


(注)前職については、非正社員を除く。また、前職の離職理由については、回答数の多いもののみを記載。

# フリーター・ニート等の数の推移（第1回資料 再掲）

- フリーター数は217万人(平成15年)をピークに5年連続で減少した後、3年連続で増加。平成24年は180万人と前年差4万人減。
- 35～54歳におけるパート・アルバイト及びその希望者は平成24年平均で82万人。前年差1万人以上の増加(被災3県を除いた値での比較)
- ニート数は、平成14年以降、60万人台で推移。

### フリーターの数の推移(年齢別)



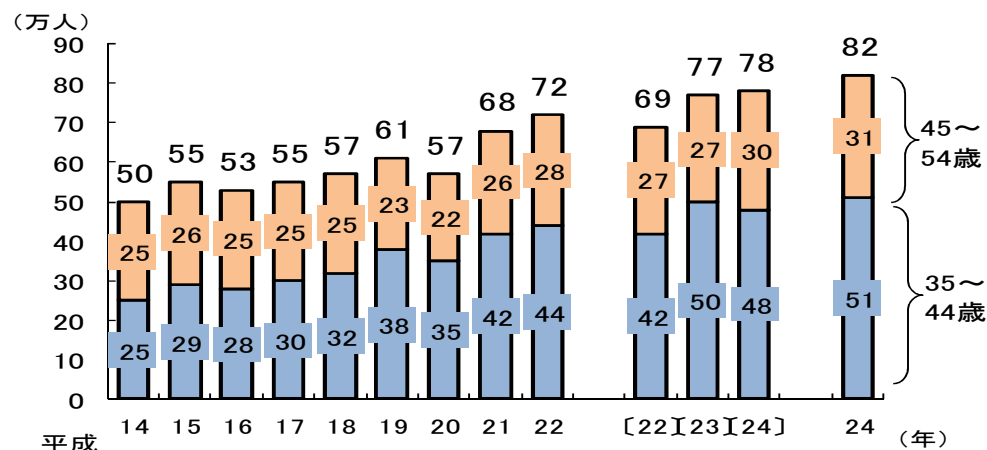
資料出所:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注1) フリーターの定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、以下の者の合計。

- 1 雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- 3 非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

(注2) [ ]を付した平成23年の数値は、東日本大震災により調査が困難となった3月から8月までを補完推計した参考値について、平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値。

### (参考)パート・アルバイト及びその希望者(35～54歳)の推移

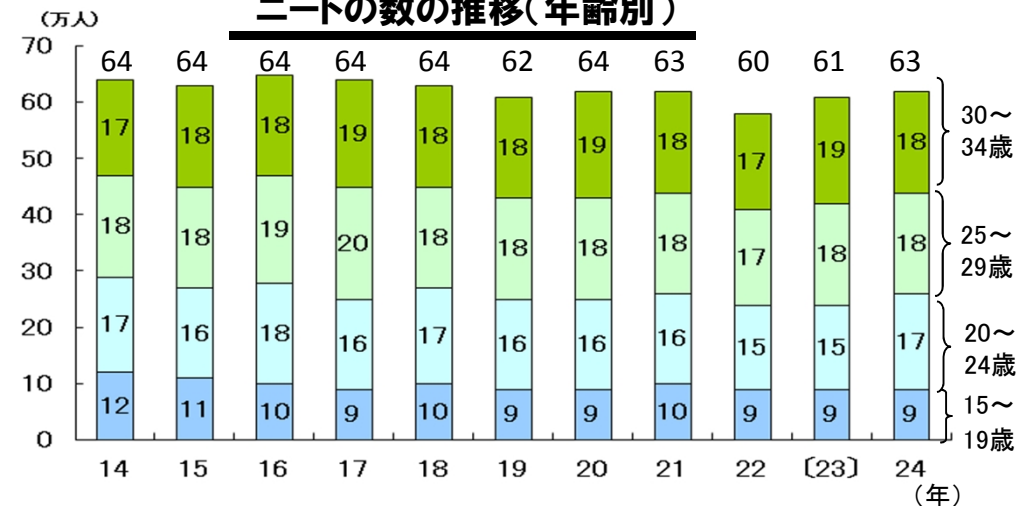


資料出所:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

(注1) フリーターの定義の「15～34歳」を「35～54歳」に置き換えて集計。

(注2) [ ]を付した平成22年～24年のデータは、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

### ニートの数の推移(年齢別)



資料出所:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注1) 「ニート」の定義は、15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

(注2) [ ]を付した平成23年の数値は、東日本大震災により調査が困難となった3月から8月までを補完推計した参考値について、平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値。

- フリーター等に対しては、きめ細かな職業相談・職業紹介のほか、職業訓練の案内や各種セミナーの実施、さらにはトライアル雇用の活用等により、正規雇用での就労を支援している。
- また、平成24年度からフリーター支援を専門とする『わかものハローワーク』等の支援拠点の整備を行っている。

## 【ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化に向けた支援】 24年度就職件数：約30.2万人

全国のハローワークにおいて、フリーター等に対し、向き合い型の担当者制による個別支援等を実施。平成24年度から、特にフリーターの多い地域には、支援拠点として『わかものハローワーク』（平成25年4月1日現在、全国3カ所）、『わかもの支援コーナー』等を設置（平成25年4月1日現在、全国211カ所）。初回利用時のプレ相談、正規雇用に向けた就職プランの作成、職業相談・紹介、フリーター向けの就職支援セミナー等を実施。

## 【ジョブカフェにおける支援】 24年度就職件数：約12.1万人

都道府県が主体となって、若年者に対する就職関連サービスをワンストップで提供するセンター（通称・ジョブカフェ）において、地域の実情に応じ、適性判断、カウンセリング、セミナー、職業紹介等を実施。

〔平成25年4月1日現在 46都道府県113カ所〕（40都道府県でハローワークを併設）

ハローワークのフリーター向け窓口



## 【トライアル雇用制度等の活用による就職促進】 24年度常用雇用移行者数：約3.3万人

ハローワークの紹介により、企業における3カ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」（1人4万円、最大3ヶ月）等の活用により、正規雇用化を促進。

## 【地域若者サポートステーションにおける就労に向けた支援】24年度就職等進路決定者数：約1.5万人

ニートの若者や学校中退者等に対しては、地域若者サポートステーションにおいて、ハローワーク等と連携し、就労に向け、その特性に応じた支援を実施。

## 【ジョブ・カード制度（職業能力形成プログラム）による若者の職業能力開発機会の提供】

**24年度修了者数：約20.0万人**

ジョブ・カード制度（職業能力形成プログラム）によって、フリーター等の正社員経験の少ない若者等に対して、実践的な職業訓練の機会を提供。

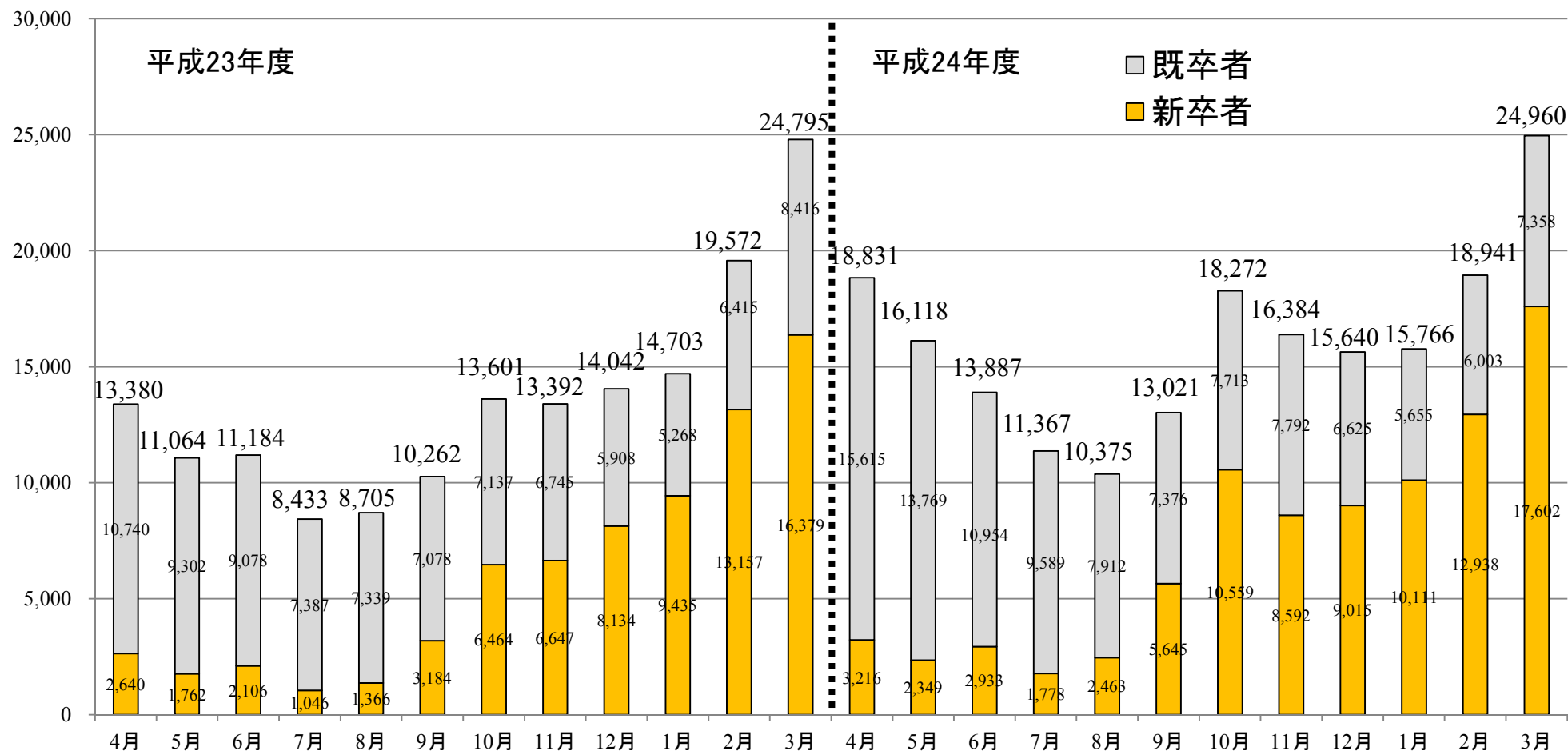
# (参考)平成23-24年度ジョブサポーター支援対象者就職決定者数(新卒・既卒者／学歴計)

平成25年 雇用政策研究会 第3回資料

○ ジョブサポーターの新卒者に対する支援は、主に卒業が間近に迫った年度後半を中心に実施しており、大学と連携することにより、年度末までに未内定の学生を新卒応援ハローワークに登録し、学生に対し切れ目のない支援を提供している。

なお、卒業までに就職できない場合は、早期の就職を目指し、引き続き新卒応援ハローワーク等で担当者制による個別支援を継続しており、4月から6月までに多数の既卒者が就職している。

単位:人



平成23年度実績 : 163,133人



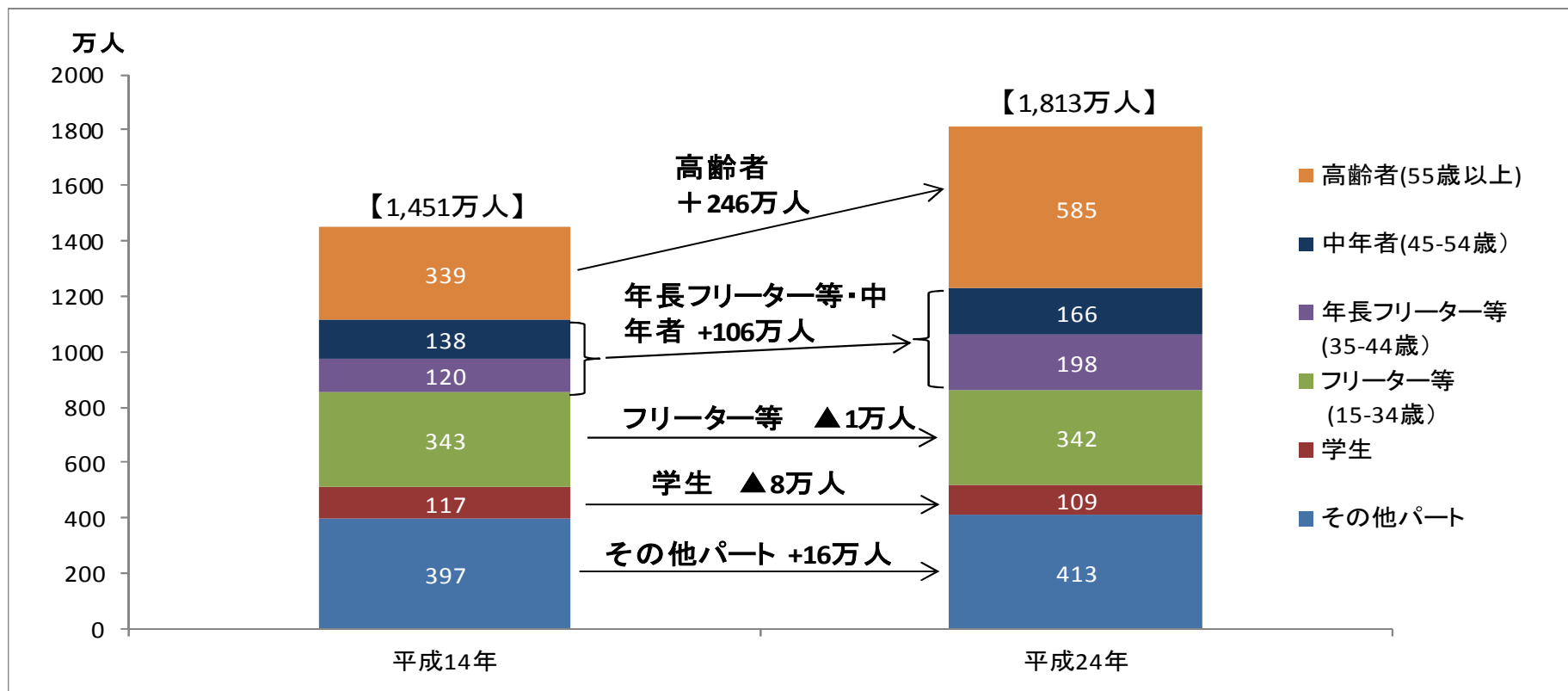
平成24年度実績 : 193,562人

# 非正規雇用労働者

---

# 非正規雇用労働者の動向

○ 非正規雇用労働者は、主に高齢者層と、35歳以上の年長フリーター等・中年者が増加。



資料出所:「労働力調査(詳細集計)」(平成14年、24年)

(注)「高齢者」:55歳以上の非正規雇用労働者

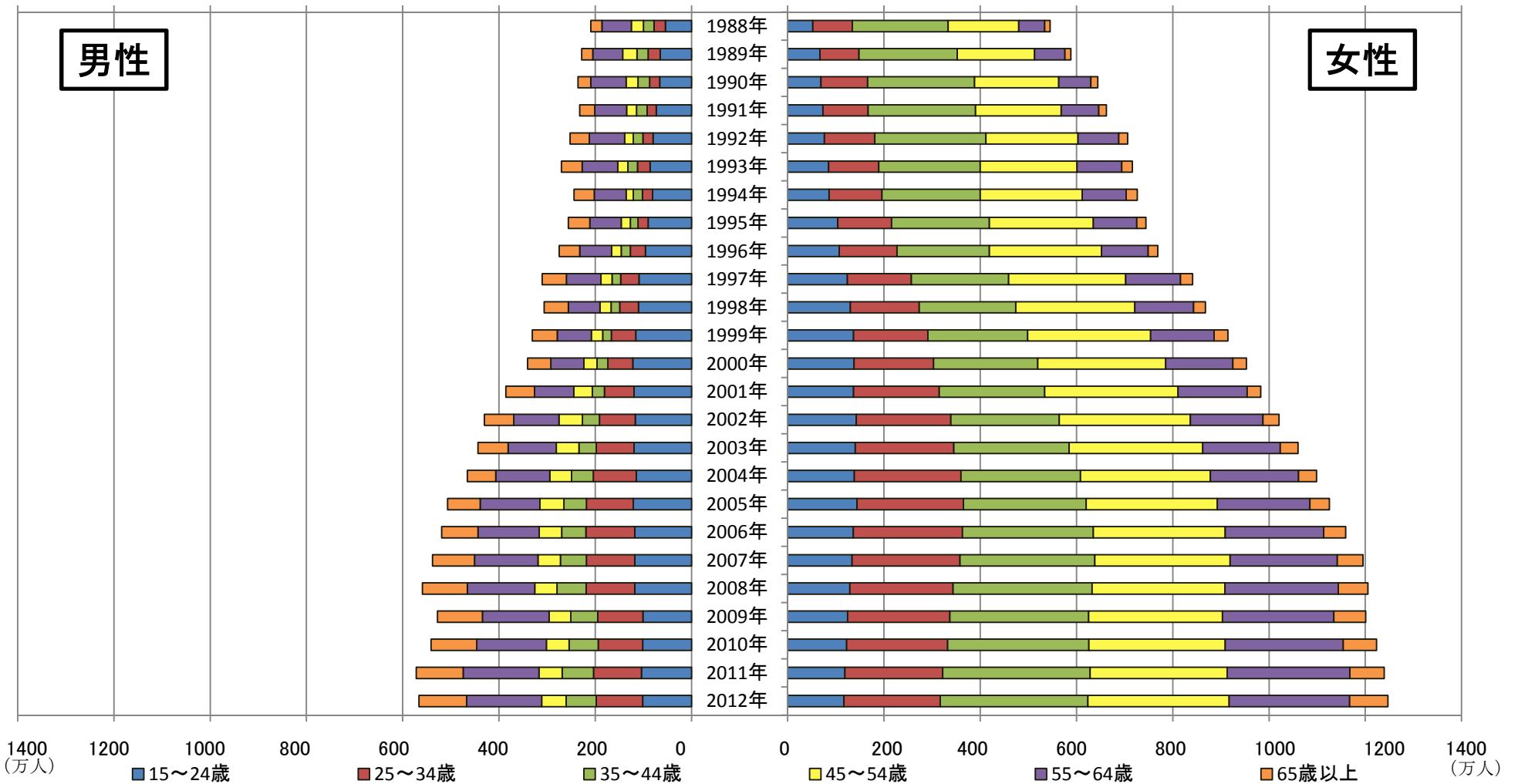
「中年者」(45-54歳)、「年長フリーター等」(35-44歳)、「フリーター等」(15-34歳):それぞれの年齢階級の非正規雇用労働者から、学生・その他パートを除いた数。

「学生」:在学中の非正規雇用労働者(15-24歳)

「その他パート」:世帯主の配偶者である女性のパート・アルバイト(15-54歳)

# (参考) 年齢別非正規雇用労働者の推移

○ 時系列でみると、男女共に55～64歳層で増加しているが、男性でみると25～54歳層で増加している。



資料出所:総務省「労働力調査」

注) 88年から98年までは2月調査の数値、99年から01年までは2月調査と8月調査の平均、02年以降は年平均のデータを用いている点に留意が必要。

注) 2012年1月結果から算出の基礎となる人口を2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切り替えられている。これに伴う変動(全国の15歳以上人口で約69万人の増加)を考慮し、2005年から2010年までの数値(「年次」欄に「・」を付してある数値)について、2012年以降の結果と接続させるため、時系列接続用数値(2010年国勢調査の確定人口による遡及ないし補正を行ったもの)に置き換えて掲載されている。このため、当該期間の数値は、各年の報告書の数値及び統計表やe-Stat上のデータベースの数値とは異なる



# (参考)平成25年7月～9月の非正規雇用労働者の状況

平成25年 雇用政策研究会 第3回資料

- 非正規雇用労働者のうち、約3割は無期契約となっている。
- 「パート・アルバイト」で、「フルタイム」かつ「無期契約」の者が約130万人いる。

		(万人)			
		短時間労働者	フルタイム	計	
パート・アルバイト	有期契約	593	207	828	1327
	無期契約	353	133	499	
派遣労働者	有期契約	27	61	91	110
	無期契約	4	15	19	
契約社員	有期契約	65	208	278	278
	無期契約	-	-	-	
嘱託	有期契約	40	51	95	115
	無期契約	5	14	20	
その他	有期契約	24	27	55	78
	無期契約	12	10	23	
計	有期契約	749	554	1346	1908
	無期契約	375	172	562	
		1124	726	1908	

資料出所：総務省「労働力調査(詳細集計)」

※ フルタイムは月末1週間の労働時間が35時間以上の者で、短時間労働者はそれ未満の者を指す。

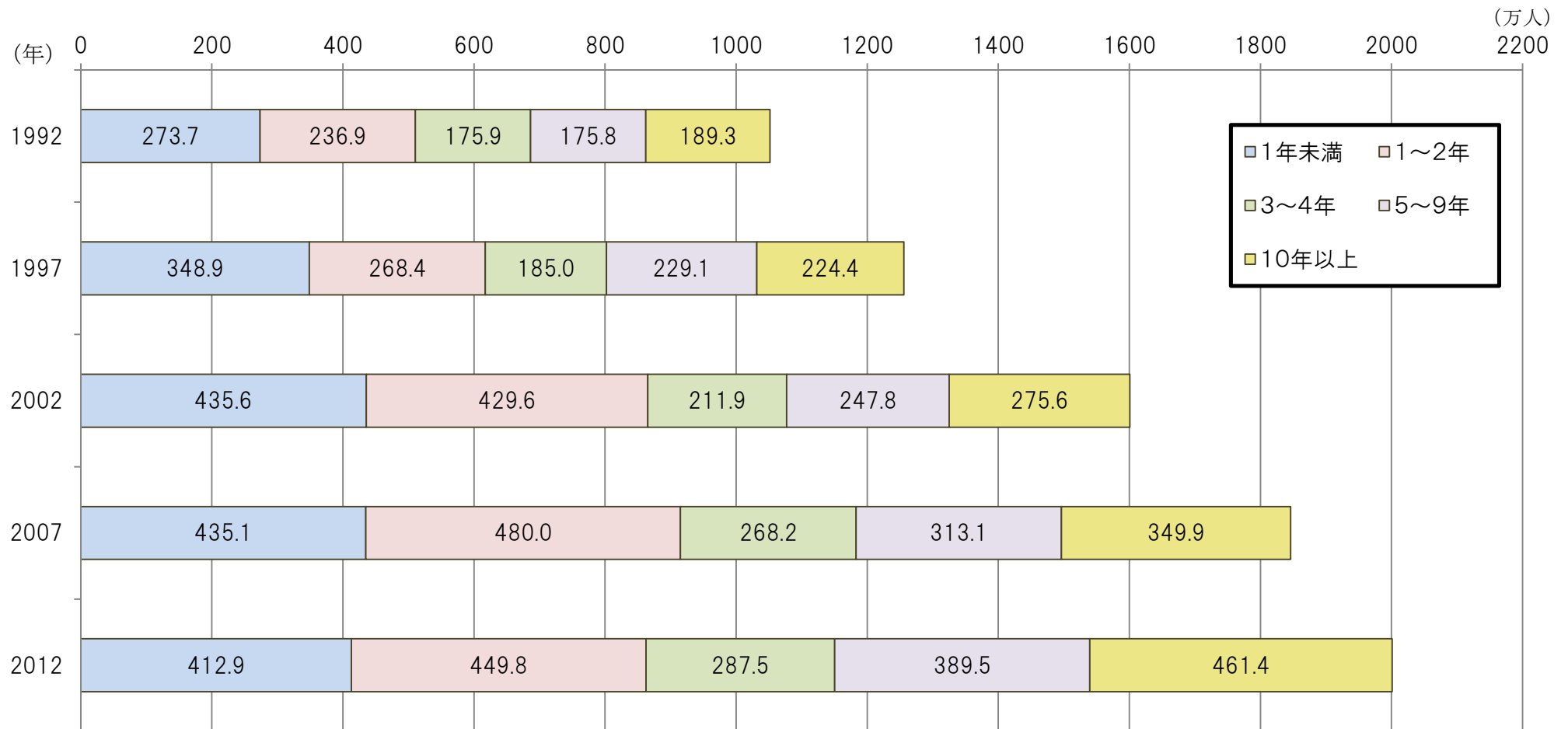
※ 「有期契約」とは、一般常用雇用の有期契約、臨時雇用及び日雇の者を指す。

※ 「無期契約」とは一般常用雇用の無期契約の者を指す。

※ 「計」はフルタイム、短時間労働者、休業者の合計。

# (参考)非正規雇用労働者における継続就業期間別の割合(時系列)

○ 5年以上継続して就業している非正規雇用労働者が増加している。



(資料出所)総務省「就業構造基本調査」(H24,H19,H14,H9,H4)

注)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

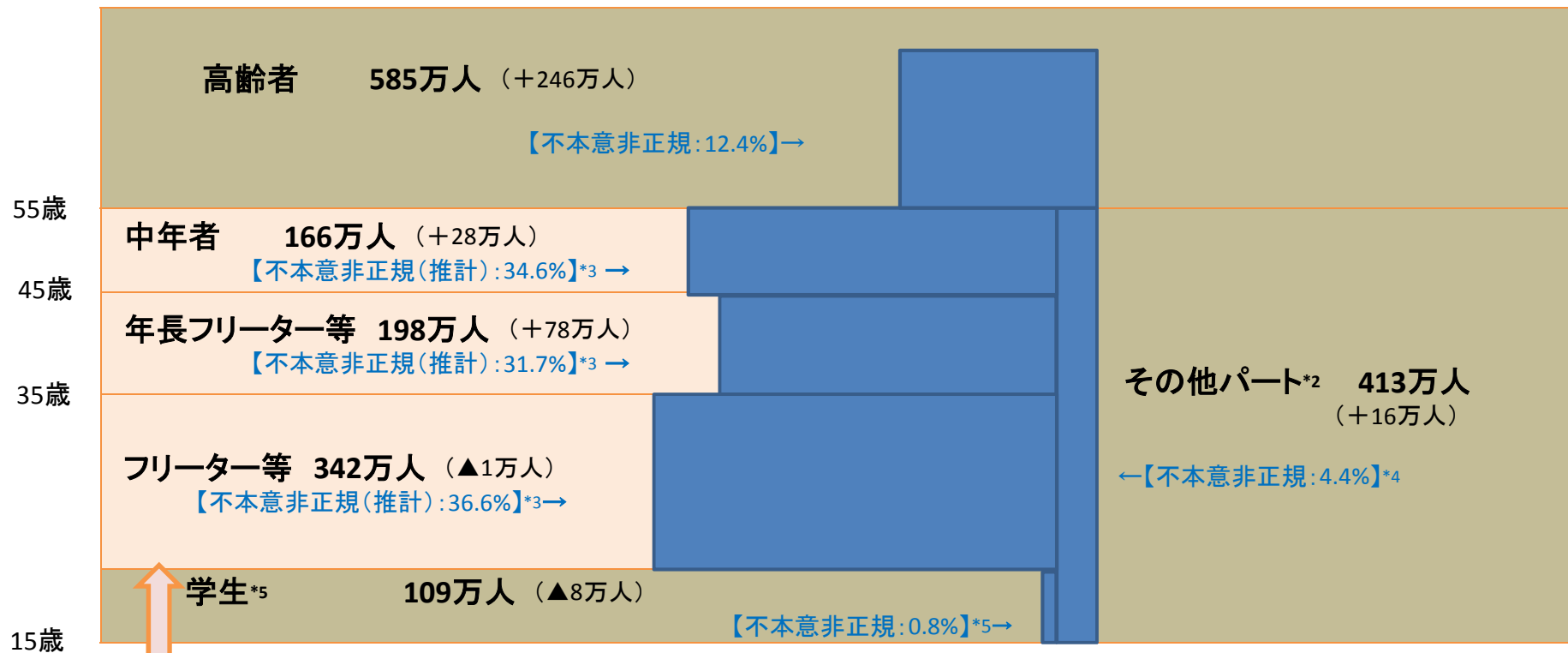
正規雇用:勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

非正規雇用:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」である者が含まれる。

注)「継続就業期間」とは、現在の勤め先(企業)に勤め始めてからの年数をいい、途中で勤務地や職種が変わった場合でも、現在の勤め先に勤め始めてからの年数及び月数とした。なお、定年後の継続雇用の場合は、定年後新たに契約を結んだ後からの期間で算出している。

# 不本意非正規の分布

○ 「不本意非正規」は、学生・高齢者・その他パートを除く層に多い。また、若年層で割合が高い傾向。



**フリーター等 + 年長フリーター等 + 中年者 = 706万人 (非正規雇用労働者の38.9%)**

**不本意非正規\*1 (非正規雇用労働者の18.5%)**

資料出所: 労働者数は「労働力調査(詳細集計)」(平成24年)。括弧内は、平成14年からの増減。

不本意非正規の割合は「労働力調査(詳細集計)」(平成25年 7~9月期平均)から算出

(注) \*1「不本意非正規」とは、現職(非正規雇用)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。

\*2「その他パート」: 世帯主の配偶者である女性のパート・アルバイト(15~54歳)

\*3「不本意非正規」の割合(不本意率)の推計方法: 年齢階級ごとの不本意非正規数(年齢階級別労働者数×年齢階級別不本意率)から、年齢階級ごとの「その他パート」

・「学生」である不本意非正規数(年齢階級別「その他パート」数×不本意率(4.4%)、学生数×不本意率(0.8%))を差し引き、これが各年齢層ごとの非正規雇用労働者数(「その他パート」及び学生を除く)に占める割合を算出したもの。

\*4「不本意非正規」の割合(4.4%)は、全年齢計の値。

\*5「学生」の人数は、15~24歳のみ。ただし、不本意非正規の割合(0.8%)は、全年齢計の値。

## 非正規雇用問題に係るビジョン報告書(平成24年3月)〈抜粋〉

「非正規雇用」とは何か

(略)「正規」と「非正規」という労働者の呼称については、その多様性にかんがみ、一定の価値観をもって「正規」「非正規」と決めつける二分法は適当ではない。特に、「非正規」という呼称については、その言葉の持つ一般的なイメージや「非正規雇用」と称されることにより、「正規ではない雇用」だから法の正規の保護対象とならなくてもよい、あるいは雇用の安定が守られなくてもよいなど誤った方向で理解されてきた面がある。その結果、企業や労働者双方に、「正規」「非正規」があたかも企業内の「身分」であるかのように認識されてきた面もある。

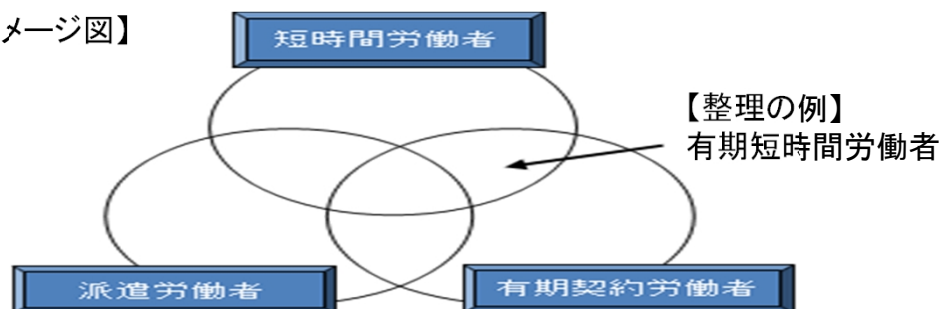
実態面での改善を図るとともに、こうした認識がなされないよう啓発等の取組を進め、二分法に伴うこうしたイメージを改善する必要がある。

また、「正規」と「非正規」の間には、実際には働き方に連続的な側面があることに留意する必要がある。例えば、「非正規雇用」の労働者の中にも、「正規雇用」よりも高度な内容の職務に従事している者もいる。逆に、「正規雇用」の場合も、勤務地や業務など働き方が限定されている者もいる。

このため、働き方をめぐる課題には、正規・非正規という雇用形態からのアプローチによっては必ずしも括り出せない課題もあることに留意が必要である。

こういった雇用形態については、労働契約の期間の定めがある「有期契約労働者」(前述①(注)について、「正規雇用」と異なる)、所定労働時間がフルタイムでなく一部に限られている「短時間(パートタイム)労働者」(前述②について、「正規雇用」と異なる)、雇用関係と指揮命令関係が異なる間接雇用の「派遣労働者」(前述③について、「正規雇用」と異なる)の3つの角度から分類することが考えられる。当該雇用形態に関する労働契約の内容に応じて、例えば「有期短時間労働者」のように、複数の要素を組み合わせ整理することも可能である。なお、「正規雇用」以外の者を一括して整理する必要があるときには、例えば、「正規雇用」以外の労働者とすることが考えられる。

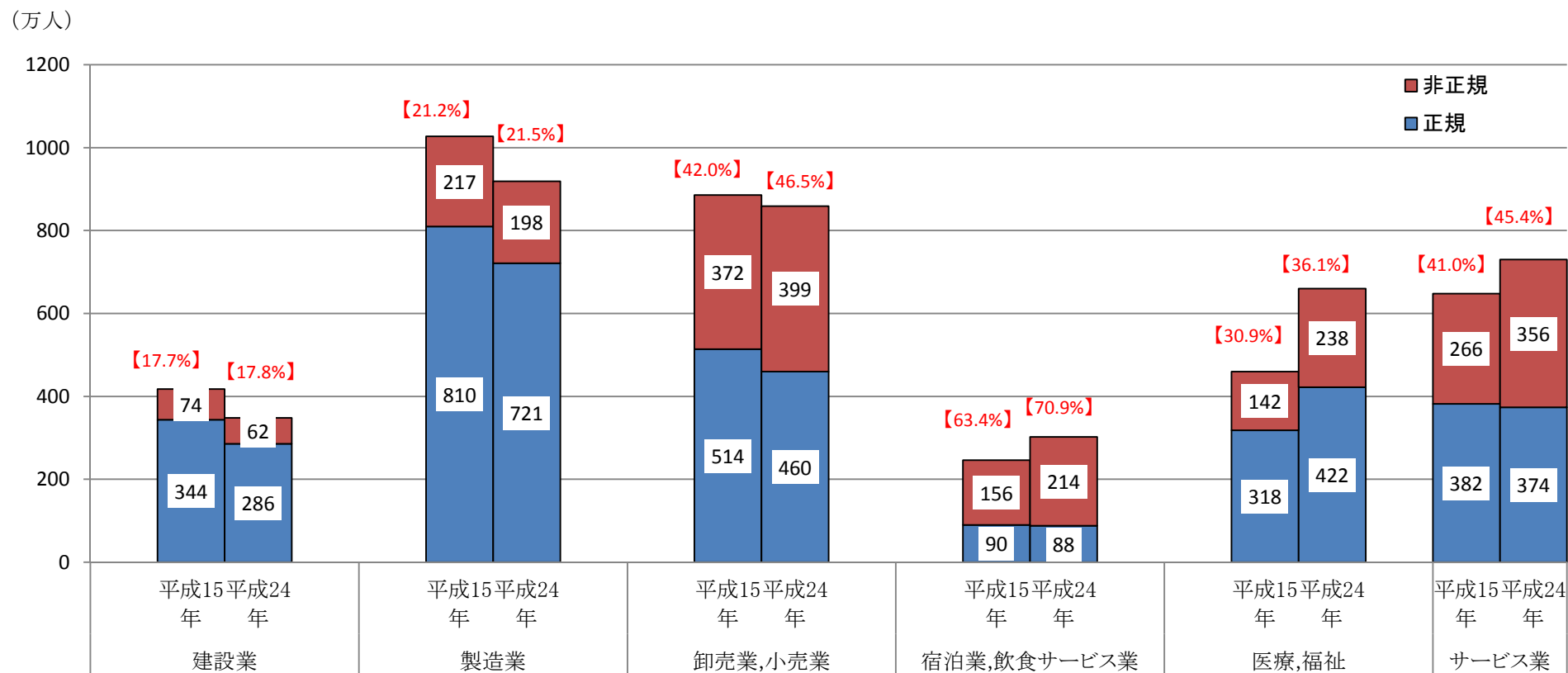
【分類のイメージ図】



(注) 前述① 労働契約の期間の定めはない。  
前述② 所定労働時間がフルタイムである。  
前述③ 直接雇用である(労働者派遣のような契約上の使用者ではない者の指揮命令に服して就労する雇用関係(間接雇用)ではない。)

# 主な産業別にみた雇用者数

- 正規雇用労働者は医療・福祉を除いて減少。
- 非正規雇用労働者は宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉、サービス業で大幅に増加。



(資料出所) 総務省「労働力調査」

(注1) サービス業については、日本標準産業分類の改定を踏まえ、平成15年は「サービス業(他に分類されるものを除く)」、平成24年は「学術研究、専門・技術サービス業」(27万人)、「生活関連サービス業、娯楽業」(87万人)及び「サービス業(他に分類されないもの)」(242万人)の合計。

なお、「生活関連サービス業、娯楽業」は、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業など、「サービス業(他に分類されないもの)」は、職業紹介・労働者派遣業、速記・ワープロ入力・複写業、ビルメンテナンス業、警備業などのその他の事業サービス業、廃棄物処理業など。

(注2) 平成24年の「宿泊業・飲食サービス業」は、平成15年の「卸売・小売業」から「持ち帰り・配達飲食サービス業」を分離し、平成15年の「飲食店、宿泊業」と統合されているので、留意が必要である。

(注3) 派遣社員は、労働力調査の集計上、派遣先の産業にかかわらず派遣元産業である「サービス業(他に分類されないもの)」に分類されている。

派遣社員の人数は、平成15年:50万人、平成24年:90万人。

(注4) 割合は、役員を除く雇用者に占める非正規雇用労働者の割合。

日本再興戦略 (平成25年6月14日閣議決定) <抄>

2 雇用制度改革・人材力の強化

③ 多様な働き方の実現

個人が、それぞれのライフスタイルや希望に応じて、社会での活躍の場を見出せるよう、柔軟で多様な働き方が可能となる制度見直し等を進める。

○「多元的で安心できる働き方」の導入促進

職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、成功事例の収集、周知・啓発を行うとともに、有識者懇談会を今年度中に立ち上げ、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について来年度中のできるだけ早期に取りまとめ、速やかに周知を図る。これらの取組により企業での試行的な導入を促進する。

業界検定等の能力評価の仕組みを整備し、職業能力の「見える化」を促進する。

規制改革実施計画 (平成25年6月14日閣議決定) <抄>

4 雇用分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

正規・非正規の二極化構造の是正、労働者の能力に見合い、努力が報われる賃金上昇、ライフサイクル・ライフスタイルに応じた多様な生き方の創造、人口減少社会が進む中での経済再生と成長力強化のため、「人が動く」ように雇用の多様性、柔軟性を高め、「失業なき円滑な労働移動」を実現させていく観点から、①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、(中略)に重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

1. ジョブ型正社員の雇用ルールの整備

職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示等、雇用管理上の留意点について取りまとめ、周知を図る。